

○大和町移住支援事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 移住を希望する者の移住経費の負担を軽減するため、東京圏(埼玉県, 千葉県, 東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から大和町へ移住する者に対して移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付等については、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領(以下「県実施要領」という。)及び大和町補助金等交付規則(昭和59年大和町規則第6号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金額)

第2条 補助金の額は、世帯区分に応じ次の各号に定める額とする。

- (1) 世帯での移住の場合 1, 000, 000円
- (2) 単身での移住の場合 600, 000円

(対象者)

第3条 補助金の対象となる者は、次の第1号から第9号までのいずれの要件にも該当し、世帯の申請をする場合にあつては第10号の要件も満たす者とする。

- (1) 県実施要領第5の1(1)①(ア)に該当すること。
- (2) 平成31年4月1日以降に大和町に転入し、補助金の申請時において、大和町内に住所を有すること。
- (3) 補助金の申請時において、転入後3か月以上1年以内であること。
- (4) 大和町に補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。
- (5) みやぎ移住サポートセンターの登録者であること。
- (6) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- (7) 日本人である、又は外国人であつて、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- (8) 県実施要領第5の1(1)②又は③に該当すること。
- (9) その他大和町及び宮城県が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。
- (10) 世帯の申請をする場合にあつては、県実施要領第5の1(1)①(エ)に該当すること。

(交付の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者は、転入後3か月以上1年以内に、次の各号に定める書類を、町長に提出しなければならない。

- (1) 全員が提出必須の書類
 - ア) 大和町移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
 - イ) 申請者の写真付き身分証明書の写し

- ウ) 申請者の移住元の住民票の除票の写し
- エ) 申請者の補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (2) 東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類
 - ア) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
- (3) 東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業主のみ提出が必要な書類
 - ア) 開業届出済証明書等
 - イ) 個人事業等の納税証明書等
- (4) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - ア) 申請者と同居する移住者の移住元の住民票の除票の写し
- (5) 移住支援事業補助金（就業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ア) 就業先企業等の就業証明書（様式第2号）
- (6) 移住支援事業補助金（起業の場合）申請者のみ提出が必要な書類
 - ア) 起業支援金の交付決定通知書
- (7) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 町長は、第4条の規定による申請に基づき、交付の可否を決定したときは大和町移住支援事業補助金交付・不交付決定通知書（様式第3号）により、通知するものとする。

（実績報告及び額の確定）

第6条 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに、大和町移住支援事業補助金実績報告書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 全員が提出必須の書類
 - ア) 交付決定者の住民票の写し
 - (2) 世帯向けの金額を申請する場合に必要な書類
 - ア) 交付決定者と同居する移住者の住民票の写し
 - (3) 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、第1項の規定による実績報告書を受理したときは、当該報告内容の審査を行い、適当と認めたときは補助金の額を確定し、その旨を大和町移住支援事業補助金確定通知書（様式第5号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の支払い）

第7条 交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、大和町移住支援事業補助金請求書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

- 2 町長は、前項の規定により補助金の請求を受けた場合は、交付決定者に対して補助金を交付するものとする。
- 3 交付は原則として、預金口座への振込によるものとする。

(要件確認の届出)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付を受けた日から起算して、5年目の日の属する年度又は補助要件に該当しない事由が生じた場合は随時、大和町移住支援事業補助金の交付の要件を確認する届出(様式第7号)に、次の各号に定める書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 全員が提出必須の書類
 - ア) 交付決定者の住民票の写し
- (2) 世帯向けの金額を申請した場合に必要な書類
 - ア) 交付決定者と同居する移住者の住民票の写し
- (3) 移住支援事業補助金(就業の場合)交付者のみ提出が必要な書類
 - ア) 就業先企業等の就業証明書(様式第2号)
- (4) 移住支援事業補助金(起業の場合)交付者のみ提出が必要な書類
 - ア) 個人事業等の納税証明書等
- (5) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定の取り消し及び補助金の返還)

第9条 町長は、第5条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者が、次の第1号から第5号までのいずれかに該当するときは補助金の全額の交付を、第6号に該当するときは補助金の半額の交付を取消し、期限を定めて返還を命じ、大和町移住支援事業補助金取消・返還通知書(様式第8号)により補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請等をした場合
 - (2) 町長の求めに応じ必要な事項の届出、報告及び立入調査等に応じない場合
 - (3) 補助金の申請日から3年未満に宮城県外に転出した場合
 - (4) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たさず職を辞した場合
 - (5) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
 - (6) 補助金の申請日から3年以上5年以内に宮城県外に転出した場合
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項の通知を受けた場合は、町長の指示に従い速やかに補助金を返還しなければならない。

(補助金の返還免除)

第10条 町長は、第9条の規定により補助金を返還しなければならない交付決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部の返還を免除することができる。

- (1) 就業先の企業等が倒産したとき
 - (2) 精神又は身体に著しい障害が発生したとき
 - (3) 災害その他やむを得ない事由が生じたことを町長が認めるとき
- 2 前項の規定により、補助金の返還免除を希望する者は、大和町移住支援事業補助金返還免除申請書(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

3 町長は、前項の規定による申請があったときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査その他の審査を行い、その結果を大和町移住支援事業補助金返還免除可否決定通知書（様式第10号）により補助金免除申請者に通知するものとする。

（住所変更の届出）

第11条 補助金の申請日から5年以内に他の市町村へ転出するときは、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業及び大和町移住支援事業に係る住所変更届出（様式第11号）を町長に提出しなければならない。

（立入検査等）

第12条 町長は、本事業が適切に実施されたかどうか及び本事業の効果を確認するため、補助金の交付を受けた者に対し、必要な事項の報告を求め、又は関係する場所への立入調査を行うことができる。

（書類の保管）

第13条 補助金の交付を受けた者は、この事業に係る書類等を事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保管しなければならない。

（その他）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金にかかる予算が成立した場合に、当該補助金にも適用する。

(様式第1号)

年 月 日

大和町長 様

郵便番号

住所

氏名

㊟

電話番号

大和町移住支援事業補助金交付申請書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1(1)及び大和町移住支援事業補助金交付要綱第4条の規定により、移住支援事業補助金の交付を申請します。

記

1 移住支援事業補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	
種別		就業		起業	
移住した世帯員(申請人も含む)					人
氏名(フリガナ)	生年月日	性別	年齢	申請者との続柄	住民となった年月日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日

2 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)※

別紙1「移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について	A. 誓約する	B. 誓約しない
別紙2「宮城県移住支援事業及び大和町移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について	A. 同意する	B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、大和町に居住し、かつ、就業・起業する意思について	A. 意思がある	B. 意思がない
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	A. 3親等以内の親族に該当しない	B. 3親等以内の親族に該当する
みやぎ移住サポートセンターへの登録者	A. 登録者である	B. 登録者ではない

※2各種確認事項のBに○を付けた場合は、移住支援事業補助金の交付対象となりません。

3 移住元の住所

住所	〒
----	---

4 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援事業補助金の交付対象となりません。

管理コード (宮城県及び大和町使用欄)	
---------------------	--

5 添付書類

【全員が提出必須の書類】

- 移住支援事業の交付申請に関する誓約事項 (様式第1号別紙1)
- 宮城県移住支援事業及び大和町移住支援事業に係る個人情報の取扱い (様式第1号別紙2)
- 申請者の写真付き身分証明書の写し
- 申請者の移住元の住民票の除票の写し
- 申請者の補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し

【東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者のみ提出が必要な書類】

- 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等
- ※移住元での在勤地、在勤期間、及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

【東京23区以外の東京圏から東京23区に通勤していた法人経営者又は個人事業者のみ提出が必要な書類】

- 開業届出済証明書等 (移住元での在勤地を確認できるもの)
- 個人事業等の納税証明書

【世帯向けの金額を申請する場合に提出が必要な書類】

- 申請人と同居する移住者の移動元の住民票の除票の写し (申請者以外の方のもの)

【移住支援事業補助金 (就業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類】

- 就業先企業等の就業証明書 (様式第2号)

【移住支援事業補助金 (起業の場合) 申請者のみ提出が必要な書類】

- 起業支援金の交付決定通知書

【その他】

- 町長が必要と認める書類

移住支援事業の交付申請に関する誓約事項

- 1 宮城県移住支援事業・マッチング支援事業及び大和町移住支援事業に関する報告及び立入調査について、宮城県及び大和町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第 5 の 1 (2) 及び大和町移住支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、大和町移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請等した場合：全額
 - (2) 町長の求めに応じ必要な事項の届出、報告及び立入調査等に応じない場合：全額
 - (3) 補助金の申請日から 3 年未満に宮城県外に転出した場合：全額
 - (4) 補助金の申請日から 1 年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - (5) 地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (6) 補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に宮城県外に転出した場合：半額
- 3 補助金の申請日から 5 年以内に大和町以外の市町村に転出する場合には、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領及び大和町移住支援事業補助金交付要綱に基づき大和町に住所変更の届出を提出します。この住所変更の届出は、申請日から 5 年以内に他の市町村に異動する都度、大和町に提出します。

以上のとおり誓約いたします。

年 月 日

大和町長 様

誓約者（申請者）

住 所

氏 名

印

宮城県移住支援事業及び大和町移住支援事業に係る個人情報の取扱い

宮城県及び大和町は、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業及び大和町移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、宮城県及び大和町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

宮城県及び大和町は、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業及び大和町移住支援事業補助金の返還命令に応じない場合には、関係市区町村や勤務先、金融機関等へ収入状況等の調査確認を行います。

また、宮城県及び大和町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。

上記内容について同意します。

年 月 日

大和町長 様

同意者（申請者）

住 所

氏 名

印

(様式第2号)

年 月 日

大和町長 様

所在地

事業者名

印

代表者名

電話番号

担当者

就業証明書（大和町移住支援事業補助金の申請等用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者又は 取締役などの経営を 担う者との関係	3親等以内の親族に該当しない

宮城県移住支援事業及び大和町移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、宮城県及び大和町の求めに応じて、宮城県及び大和町に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

(様式第3号)

大和町指令第 号
年 月 日

様

大和町長

大和町移住支援事業補助金交付・不交付決定通知書

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1(1)及び大和町移住支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、以下のとおり大和町移住支援事業補助金(以下「補助金」という。)を交付することを決定しましたのでお知らせいたします。〔交付しないこととしたので通知します。〕

〔交付する場合

交付決定額 円

(備考)

- 1 大和町は、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業実施要領第5の1(2)及び大和町移住支援事業補助金交付要綱第9条の規定により、以下の場合には、補助金の全額又は半額の返還を請求します。
 - ・申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - ・町長の求めに応じ必要な事項の届出、報告及び立入調査等に応じない場合：全額
 - ・申請日から3年未満に宮城県外の市区町村に転出した場合：全額
 - ・申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - ・地方創生推進交付金(移住・起業・就業タイプ)を活用して都道府県が実施する起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を取り消された場合：全額
 - ・申請日から3年以上5年以内に宮城県外の市区町村に転出した場合：半額
- 2 大和町は、大和町移住支援事業補助金交付要綱第12条の規定により、宮城県移住支援事業・マッチング支援事業及び大和町移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行う場合があります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、備考1に定める返還請求を行う場合があります。
- 3 フラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用について
 - ・この通知書はフラット35地域活性化型(地方移住支援)の金利引下げの適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。

(様式第3号)

- ・補助金の返還を請求された場合はフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金を受領した方に対するフラット35地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げ制度の適用を受けるためには、交付決定日から5年以内に取扱金融機関への申込が必要となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受ける際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用を受けられない場合があります。]

[交付しない場合

交付しない理由]

管理コード	
-------	--

年 月 日

大和町長 様

郵便番号

住所

氏名

㊟

電話番号

大和町移住支援事業補助金実績報告書

大和町移住支援事業補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 移住支援事業補助金の内容 (該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯	単身	世帯			
種別	就業	起業			
移住した世帯員 (申請人も含む)					人
氏名 (フリガナ)	生年月日	性別	年齢	申請者との 続柄	住民となった年月日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日
()	年 月 日				年 月 日

2 移住元の住所

住所	〒
----	---

3 (東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載) 東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援事業補助金の交付対象となりません。

管理コード (宮城県及び大和町使用欄)	
---------------------	--

4 添付書類

【全員が提出必須の書類】

交付決定者の住民票の写し

【世帯向けの金額を申請する場合に提出が必要な書類】

交付決定者と同居する移住者の住民票の写し（交付決定者以外の方のもの）

【その他】

町長が必要と認める書類

(様式第5号)

第 号
年 月 日

様

大和町長

印

大和町移住支援事業補助金確定通知書

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定しました大和町移住支援事業補助金につきましては、年 月 日付けで提出がありました大和町移住支援事業補助金実績報告書に基づき、大和町移住支援事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、その額を次のとおり確定したので通知します。

記

- | | |
|--------------|---|
| 1. 補助金額（確定額） | 円 |
| 2. 補助金の既交付額 | 円 |
| 3. 差引額 | 円 |
| 4. その他 | |

〔なお、既に交付した補助金 円との差額金 円につきましては、別紙納入通知書により 年 月 日までに返還してください。〕

(様式第6号)

大和町移住支援事業補助金請求書

年 月 日

大和町長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町移住支援事業補助金について、大和町移住支援事業補助金交付要綱第7条の規定により、次の金額を交付されるよう請求します。

記

1. 請求額 金 円

2. 入金口座

金融機関名		店 名	
預金種目	1. 普通 2. 当座	口座番号	
フリガナ			
口座名義人			

※口座名義人は交付申請書の申請者と同一にしてください。

大和町移住支援事業補助金の交付の要件を確認する届出

年 月 日

大和町長 様

届出者 郵便番号
住所
氏名 印
電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定の通知のあった大和町移住支援事業補助金について、大和町移住支援事業補助金交付要綱第8条の規定により、次のとおり届け出ます。

また、本補助事業の要件等を欠いた場合、同要綱第9条の規定に基づく取消・返還通知があっても異議ありません。

記

1. 確認事項

補助金交付決定から経過した年数	年
今後の定住意志	有 ・ 無
補助金の交付を受けてから本届出をするまでの期間の要綱に定める事項の変更の有無とその内容	有 ・ 無
特記事項	※特段の事情等がある場合はご記入願います

2. 添付資料

【全員が提出必須の書類】

交付決定者の住民票の写し

【世帯向けの金額を申請した場合に必要な書類】

交付決定者と同居する移住者の住民票の写し

【移住支援事業補助金（就業の場合）交付者のみ提出が必要な書類】

就業先企業等の就業証明書（様式第2号）

【移住支援事業補助金（起業の場合）交付者のみ提出が必要な書類】

個人事業等の納税証明書等の写し

【その他町長が必要と認める書類】

(様式第 8 号)

大和町指令第 号

住所
氏名

大和町移住支援事業補助金取消・返還通知書

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定した大和町移住支援事業補助金については、大和町移住支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定により、その額を金 円に再確定し、同要綱第 9 条の規定により超過交付額金 円を 年 月 日までに返還することを命じます。

年 月 日

大和町長

記

1 理由

大和町移住支援事業補助金交付要綱第 9 条第 1 項第 号に該当したため。

2 その他

大和町補助金等交付規則第 18 条第 1 項の規定により補助金等の受領の日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した加算金を納付しなければならない。

大和町補助金等交付規則第 18 条第 4 項の規定により上記納付期日までに納付しなかったときは、納付期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納額につき年 10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(様式第9号)

年 月 日

大和町長 様

申請者 住所
氏名

㊞

大和町移住支援事業補助金返還免除申請書

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定があったこのことについて、大和町移住支援事業補助金交付要綱第10条第2項の規定に基づき、補助金の返還免除を希望したいので、下記のとおり申請します。

返還免除理由

管理コード	
-------	--

(様式第10号)

第 号
年 月 日

様

大和町長

大和町移住支援事業補助金返還免除可否決定通知書

年 月 日付けで申請のありましたこのことについて、大和町移住支援事業補助金交付要綱第10条第3項の規定により下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

返還額 _____ 円

○返還期限日 年 月 日

※返還を命じられた場合、別紙納付書のとおり返還を行うこと

管理コード	
-------	--

(様式第 1 1 号)

宮城県移住支援事業・マッチング支援事業及び大和町移住支援事業に係る住所変更届

年 月 日

大和町長 様

申請者 郵便番号

住所

氏名

印

電話番号

年 月 日付け大和町指令第 号で交付決定のありましたこのことについて、以下のとおり住所を変更しますので、大和町移住支援事業補助金交付要綱第 1 1 条の規定により、届け出ます。

記

1. 現在の住所

2. 新しい住所

3. 変更年月日